

地域脱炭素化促進事業計画の認定に係る
促進区域を市町村が定める際の環境配慮基準

令和6年4月

秋田県

1 趣旨

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）の改正（2022（令和4）年4月施行）により、地方公共団体実行計画制度が拡充され、地域との合意を形成しながら、地域の環境保全や課題解決に貢献する再生可能エネルギーの導入を図る「地域脱炭素化促進事業」制度が創設されました。

改正法において、市町村は、地方公共団体実行計画において「地域脱炭素化促進事業」の目標や、対象となる区域（以下「促進区域」という。）等の「地域脱炭素化促進事業」の促進に関する事項を定めるよう努めることとされ、事業者等による地域脱炭素化促進事業の実施に関する計画の認定を行う仕組みとされています。

この促進区域の設定に当たっては、法施行規則（以下「規則」という。）で定める基準に従うこととされているほか、都道府県が、地域の自然的社会的条件に応じ環境の保全に配慮し定めることができる促進区域の設定に関する基準（以下「環境配慮基準」という。）に従うこととされています。

本基準は、脱炭素社会の実現に向け、市町村が地域脱炭素化促進事業制度をより円滑に進められるよう、「第2次秋田県地球温暖化対策推進計画（改定版）」の別冊として本県における環境配慮基準を定めるものです。

2 基準の位置付け

法第21条第6項に規定する促進区域の設定に関し都道府県が定める環境配慮基準として定めます。

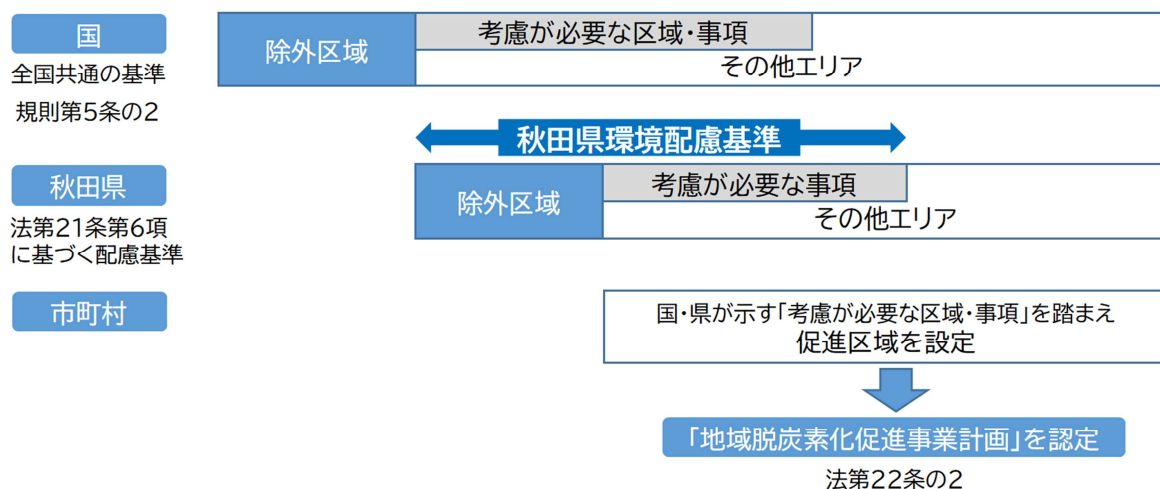


図 県の環境配慮基準の位置付け

3 基準の対象

県が定める環境配慮基準の対象とする地域脱炭素化促進事業における再生可能エネルギー発電施設の種別は、次のとおりです。

- 太陽光発電施設

（建築基準法第2条第1号に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面に設置されるものを除く。）

- 風力発電施設

（海洋再生可能エネルギー発電施設の整備に係る海域の利用の促進に関する法律において指定される海域における洋上風力発電施設を除く。）

- 水力発電施設

（出力が3万kW未満のものに限る。）

※送電、配電等の発電に伴った附属設備を含む。

4 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

市町村は、国が規則第5条の2第1項第1号で定める促進区域に含めない区域を、促進区域として設定することはできません。

また、規則第5条の4第2項第1号に基づき県が定める促進区域に含めることが適切でないと認められる区域は、表1のとおりです。

〔参考・表〕 国が定める促進区域に含めない区域（規則第5条の2第1項第1号）

分類	促進区域に含めない区域	区域の設定根拠
• 動物、植物の重要な種及び注目すべき生息地への影響 • 地域を特徴づける生態系への影響	原生自然環境保全地域 ※ 自然環境保全地域	自然環境保全法
	国指定鳥獣保護区のうち 特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	生息地等保護区のうち 管理地区 ※	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）
• 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園・国定公園のうち 特別保護地区 海域公園地区 ※ 第1種特別地域	自然公園法

※ 秋田県内において指定がない地域・地区（令和6年3月時点）

【表 1】 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（県が定める環境配慮基準）

分類	促進区域に含めない区域	区域の設定根拠
- 重要な地形及び地質への影響 - 土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	保安林	森林法
- 動物、植物の重要な種及び注目すべき生息地への影響 - 地域を特徴づける生態系への影響	県自然環境保全地域	秋田県自然環境保全条例
	県緑地環境保全地域	
	国指定鳥獣保護区のうち 特別保護地区以外の地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	県指定鳥獣保護区	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園・国定公園のうち 第2種特別地域 第3種特別地域 普通地域	自然公園法
	県立自然公園のうち 第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域 普通地域	秋田県立自然公園条例
	風致地区	都市計画法
その他県が必要と判断するもの	国・県・市町村が指定等する文化財等（重要伝統的建造物群保存地区、史跡名勝天然記念物等）	文化財保護法 秋田県文化財保護条例 市町村における文化財保護に関する条例
	世界自然遺産、世界文化遺産の対象区域	世界遺産条約
	農用地区域内農地	農地法 農業振興地域の整備に関する法律

5 促進区域の設定に当たって考慮が必要な事項等

規則第5条の4第2項第2号に規定する促進区域の設定に当たって考慮が必要な事項等は、表2のとおりです。

促進区域を設定するに当たり、市町村は表2に記載の「収集すべき情報」と「収集方法」に基づき必要な情報を収集し、検討を行ってください。

また、検討の結果を踏まえて設定した促進区域内で行われる事業については、「適正な配慮のための考え方」に基づく措置の実施が確保されるよう、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者が作成する地域脱炭素化促進事業計画における「地域の環境保全のための取組」に措置の内容を記載させるようにしてください。

6 基準の見直し

この基準については、本県の自然的・社会的状況や県及び市町村の施策の実施状況等を勘案し、必要があると認められるときは、適宜見直しを行うものとします。

【表 2】 促進区域の設定にあたって考慮が必要な事項等（県が定める環境配慮基準）

考慮対象事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
騒音による影響	- 保全対象施設（学校、病院、福祉施設等）の分布状況 - 住宅の分布状況	- 環境アセスメントデータベース（以下、「EADAS」という。） - 関係機関が示す資料 - 住宅地図	- 工事用資材等の搬出入や建設機械の稼働に係る影響について、回避又は低減する措置を講じること。 - 発電設備の設置場所については、保全対象施設や住宅から十分な離隔距離を確保するとともに、必要に応じて防護壁を設置するなど適切な措置を講じること。
反射光による影響（太陽光発電施設のみ）	- 保全対象施設（学校、病院等）の分布状況 - 住宅の分布状況	- EADAS - 関係機関が示す資料	保全対象施設や住宅に反射光が差し込まないように、アレイの配置や向き調整、植栽等を施すなど、影響が回避又は軽減されるよう適切な措置を講じること。
風車の影（風力発電施設のみ）	- 保全対象施設（学校、病院等）の分布状況 - 住宅の分布状況	- EADAS - 関係機関が示す資料	保全対象施設や住宅に風車の影が長時間重ならないよう風車の配置を検討すること。
水の汚れ、富栄養化、水の濁り、溶存酸素量、水温による影響	- 河川等の公共用水域の水質状況 - 飲料水や農業用水等の取水・利水状況	関係機関が示す資料	- 造成等の施工による一時的な影響を含め、事業の実施に伴い濁水が発生しないよう、適切な措置を講じること。 - 公共用水域や地下水の水質（溶存酸素量や水温等含む。）や取水・利水への影響が生じないよう適切な措置を講じること。また、影響を及ぼす恐れがある場合は事業実施に先立ち必要な調査を実施すること。
重要な地形及び地質への影響	重要な地形、地質の分布	- EADAS - 関係機関が示す資料	事業区域内に注目すべき地形・地質がある場合は、その周辺の環境保全も含め、改変を避けた事業計画とすること。
土地の安定性への影響	土砂災害警戒区（土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、雪崩）	- 秋田県土砂災害危険箇所マップ - 建設部局	土砂災害警戒区の上流域等において事業区域を予定する場合には、現地状況を十分に勘案の上、施設の位置や規模を検討し、災害が助長・誘発されることがないように適切な措置を講じること。
	山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区）の有無	- 森林管理局 - 農林部局	山地災害危険地区において事業区域を予定する場合には、現地状況を十分に勘案の上、施設の位置や規模を検討し、災害が助長・誘発されることがないように適切な措置を講じること。
	土地の災害履歴	- 国土交通省土地保全図（災害履歴図） - 関係機関が示す資料	事業区域内及びその周辺において、降雨などによる地すべり、崩壊、土石流等の災害が過去にあった場合には、その土地の特性を十分に認識するとともに、土地の安定性について適切に必要な調査を行い、事業実施に伴い再度災害を誘発させないように、適切な措置を講じること。

考慮対象事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
	- 河川区域 - 海岸区域	- 河川管理者 - 海岸管理者	河川や海岸の保全上の支障の有無について、調査を行うとともに、管理者と事前に十分な協議・調整を行った上で適切な措置を講じること。
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	- レッドデータブック・レッドリスト（環境省） - 秋田県版レッドデータブック・レッドリスト	- 環境省レッドデータブック・レッドリスト - 秋田県版レッドデータブック・レッドリスト - 自然環境部局 - 有識者等	- 重要な種の生息場所や生息環境を原則として事業区域に含めないこと。（風力発電施設においては、希少鳥類の渡り・移動経路について考慮すること。） - 事業実施に先立ち必要な調査を実施すること。
植物の重要な種及び重要な群落への影響	- レッドデータブック・レッドリスト（環境省） - 秋田県版レッドデータブック・レッドリスト	- 環境省レッドデータブック・レッドリスト - 秋田県版レッドデータブック・レッドリスト - 自然環境部局 - 有識者等	- 重要な種の生育場所や生育環境を原則として事業区域に含めないこと。 - 事業実施に先立ち必要な調査を実施すること。
地域を特徴づける生態系への影響	- 保護林 - 緑の回廊	- 森林管理局 - 農林部局	森林管理局等と十分な協議・調整を図り、保護林の管理や野生生物の生育・生息等に影響を及ぼさないよう十分配慮した事業計画とすること。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	- EADAS - 秋田県景観データベース - 自然環境部局 - 観光部局	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に影響を及ぼさないよう、十分配慮した事業計画とすること。
	歴史的風致維持向上計画で定める重点区域	関係機関が示す資料	重点区域内の重要文化財・史跡等への影響に十分配慮し、周辺景観と調和した事業計画とすること。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	キャンプ場、公園、登山道、遊歩道、自転車道等の自然との触れ合いの活動の場	- 自然環境部局 - 観光部局 - 秋田県環境ポータルあすも「あきた環境MAP」	事業区域に当該区域が含まれる場合には、改変面積を可能な限り小さくし、眺望や景観に十分配慮した事業計画とすること。
その他、特に配慮が必要と判断する事項	農地のうち農用地区域外農地	- 農林部局 - 農業委員会	農業委員会の意見を踏まえた上で、担当部局と十分に協議・調整を図ること。
	周知の埋蔵文化財包蔵地の登録状況（記載区分を「眺望」から変更）	- 文化財担当部局 - 秋田県遺跡地図情報	- 事業区域内に周知の埋蔵文化財包蔵地が含まれる場合には、担当部局と事前に協議を実施し、必要な保護措置を講じること。 - 周知の埋蔵文化財包蔵地の近隣等において、未発見の埋蔵文化財包蔵地が存在する可能性があるため、当該区域外であっても事業計画の設定にあたっては担当部局の意見を聴取すること。